

第6章 児童相談所及びその他の関係機関との連携

1 児童相談所との連携

市町にとって、児童相談所は虐待対応における最も重要な連携機関といえます。市町は相談を受け対応しているケースに関して、必要に応じて児童相談所に専門的診断や助言・同行調査など協力を求めたり、市町で対応困難なケースに関して、立入調査や一時保護を求めることができます。(手続き的には、「送致」「通告」「通知」93～95頁参照)

これらの機能活用を適切に行うためにも、市町の担当者は児童相談所について理解を深めておく必要があります。

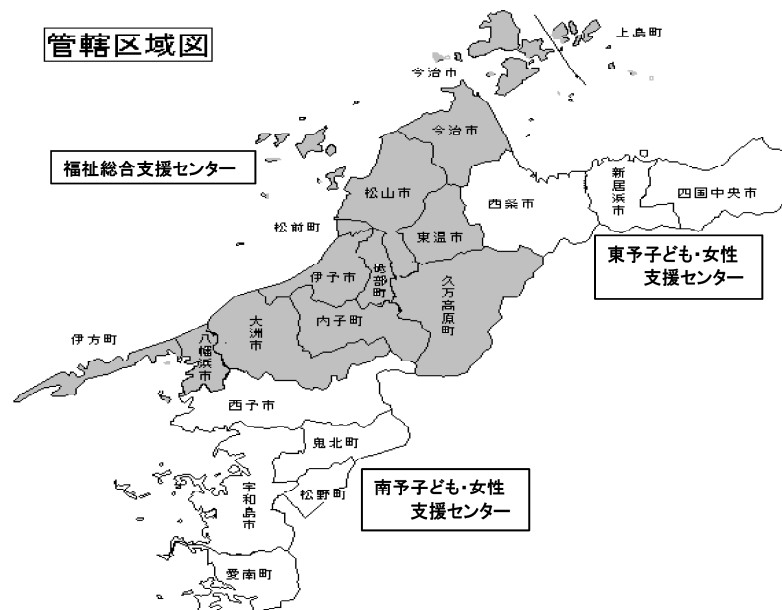
(1) 児童相談所の機能

児童相談所は、児童福祉法により18歳未満の子どもに関わる各種の相談に応じ、医学的、心理学的、教育学的、社会学および精神保健上の判定に基づき、子どもおよび保護者に支援を行っています。本県においては、県内3か所に児童相談所が設置されており、それぞれに一時保護所を併設して緊急時の子どもの保護にも備えています。

また、平成27年4月からは、中央児童相談所、婦人相談所、知的障害者更生相談所及び身体障害者更生相談所を統合して「福祉総合支援センター」を設置するとともに、東予及び南予の児童相談所に婦人相談員を配置して「東予子ども・女性支援センター」「南予子ども・女性支援センター」に改称して、子ども家庭相談やDV問題等に総合的に対応できるよう体制整備を行っています。

県内の3児童相談所の所在地、管轄区域等は次のとおりです。

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
福祉総合支援センター	〒790-0811 松山市本町7丁目2番地	松山市・今治市・八幡浜市 大洲市・伊予市・東温市 上島町・久万高原町・松前町 砥部町・内子町・伊方町
東予子ども・女性支援センター	〒792-0825 新居浜市星原町14番38号	新居浜市・西条市・四国中央市 今治市宮窪町四阪島
南予子ども・女性支援センター	〒798-0060 宇和島市丸之内3丁目1-19	宇和島市・西予市・松野町 鬼北町・愛南町



ア 基本的機能

児童相談所の基本的機能は、次の4つがあります。

① 市町援助機能

市町による子ども家庭相談への対応について、市町相互間の連絡調整、市町に対する情報の提供その他必要な援助を行う機能

② 相談機能

子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識および技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自らまたは関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う機能

③ 一時保護機能

必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能（児童福祉法第33条）

④ 措置機能

子どもまたはその保護者を児童福祉司等に指導させ、または子どもを児童福祉施設、指定医療機関に入所させ、または里親に委託する等の機能

○児童福祉司指導措置（児童福祉法第27条1項第2号）

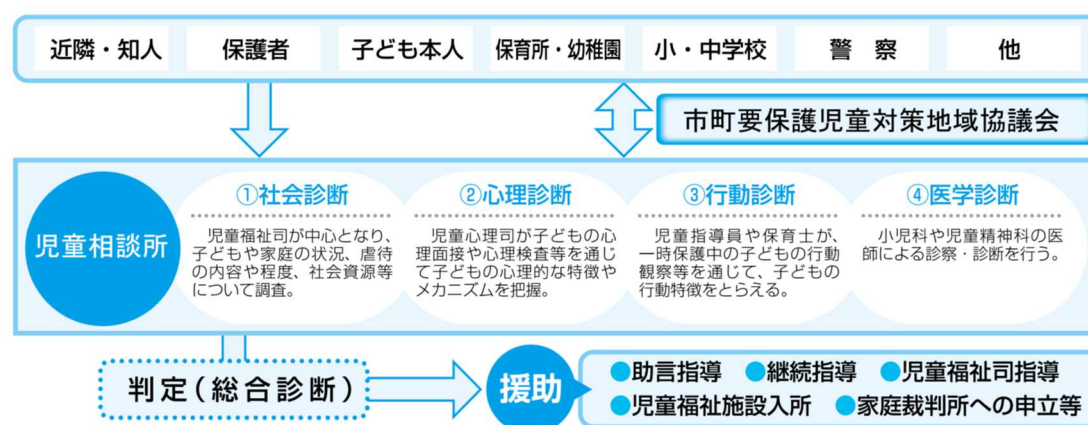
○児童福祉施設等入所措置、里親委託（児童福祉法第27条1項第3号）

- ・児童福祉施設入所、里親委託の措置は、保護者〔親権者〕の同意のないときには採ることができない。

- ・子どもを保護者に監護させることが著しく子どもの福祉を害する場合に、保護者〔親権者〕が施設入所等の措置に同意しないときには、家庭裁判所の承認を得て、施設入所等の措置を行うことができる。この入所期間は2年間で限度とされており、その期

間を超えてもなお家庭復帰が望ましくないと判断されるケースについては、家庭裁判所の承認を得て措置期間を更新することができる。（児童福祉法第 28 条 1 項第 2 号、同条 2 項）

○児童相談所における援助のイメージ



イ 民法上の権限

- ① 親権者の親権喪失、親権停止もしくは管理権喪失の審判の請求、またはこれらの審判の取消の請求（児童福祉法第 33 条の 7）
- ② 未成年後見人選任及び解任の請求申し立て、並びに申し立て中の親権の代行（児童福祉法第 33 条の 8、第 33 条の 9）

ウ 子ども虐待対応における児童相談所の機能、役割、主な権限

- ① 市町および県福祉事務所とともに、子ども虐待通告の受理機関（児童虐待防止法第 6 条）
- ② 市町および県福祉事務所とともに、通告のあった子どもの安全確認義務（同法第 8 条）
- ③ 子どもの住所および居所への立ち入り調査権（同法第 9 条）

児童相談所長が、「子ども虐待が行われているおそれがある」と認めるときは、子どもの住所・居所に立ち入り、必要な調査・質問をさせることができます。なお、正当な理由がないのにこれを拒み、妨げ、忌避し、答弁せず、虚偽の答弁をしたり、子どもに答弁させず、または虚偽の答弁をさせた者は、50 万円以下の罰金（児童福祉法第 61 条の 5）に処せられることがあります。

- ④ 保護者への出頭要求、再出頭要求（児童虐待防止法第 8 条の 2、同法第 9 条の 2）

児童相談所長は、保護者に対し子どもを同伴して出頭することを求め、必要な調査または質問することができます。保護者が出頭の要求に応じない場合は、立入調査等を行います。

⑤ 子どもの住所および居所への臨検または子どもの捜索(同法第9条の3～第9条の9)

保護者が再出頭要求を拒否した場合で虐待が行われている疑いがあるときは、児童相談所長はあらかじめ裁判所の裁判官の許可を受けて、子どもの居所等に臨検し子どもを捜索することができます。

⑥ 警察署長への援助要請等(同法第10条)

児童相談所長が、子どもの安全確認、一時保護、立入調査または質問を行おうとする場合で、職務執行のために必要があると認める時は、子どもの所在地を管轄する警察署長に援助を求めることができ、場合によっては援助を求めなければなりません。

⑦ 子ども虐待を行った保護者への指導(同法第11条)

保護者が知事の指導勧告に従わなかった場合、児童相談所長は子どもを一時保護や審判による入所措置等をとることができます。

⑧ 面会または通信制限(同法第12条)

児童福祉法第27条に基づく施設等入所措置、または児童福祉法第33条に基づく一時保護の措置がとられた場合、虐待の防止および子どもの保護の観点から、保護者が子どもと面会したり通信することを制限することができます。

⑨ つきまといまたははいかいの禁止命令(同法第12条の4)

知事は、児童福祉法第28条に基づく施設等入所措置がとられた場合、保護者に対してその身边へのつきまといや住居や就学する学校等の付近へのはいかいを禁止することを命ずることができます。

⑩ 資料または情報の提供(同法第13条の4)

地方公共団体間で子ども虐待に関連する必要な情報を利用・提供することができます。

⑪ 一時保護(児童福祉法第33条)

一時保護は原則として保護者の同意が必要ですが、児童相談所長が、子どもの安全確認等の結果、一時保護が必要と認める場合には、保護者の意に反する場合においても一時保護を行います。

⑫ 同意による施設入所、里親委託等(児童福祉法第27条1項第3号)

在宅による支援では子どもの安全・安心が確保できないと考えられる場合に、保護者〔親権者〕の同意を得て、施設入所又は里親委託を選択します。

⑬ 家庭裁判所承認による施設入所、里親委託等(児童福祉法第28条)

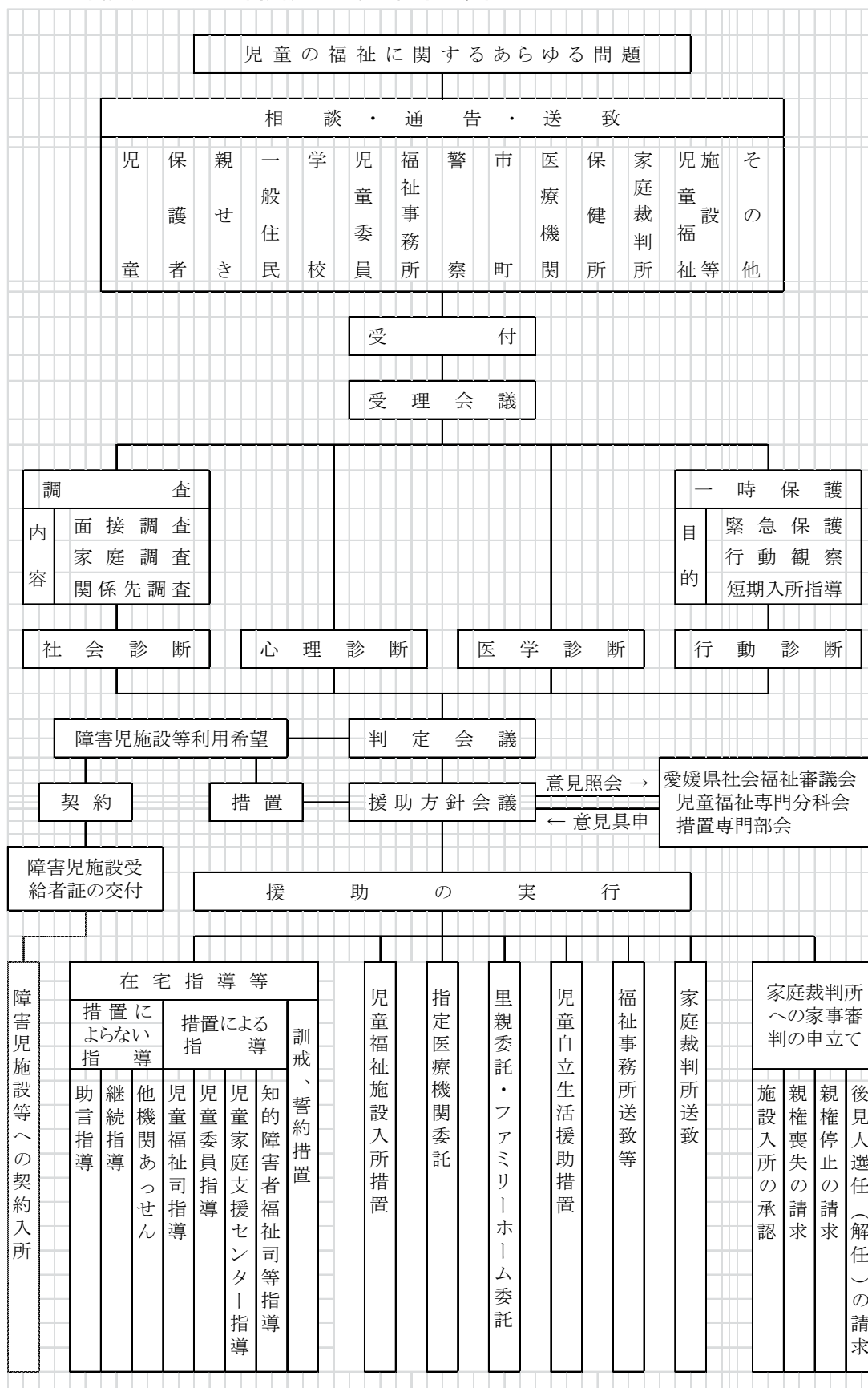
子ども虐待等により、保護者に子どもを監護させることが、著しく子どもの福祉を害する状態であるにもかかわらず、保護者〔親権者〕が施設入所等に同意しない場合、家庭裁判所の承認を得たうえで施設入所等措置を行います。

エ 児童相談所における相談援助活動の体系、展開

児童相談所に相談・通告・送致された場合、児童相談所では、下記の対応を行います。

- ① 児童相談所に相談・通告・送致された場合、児童相談所は受理会議を行い、組織として対応します。（夜間、休日や緊急対応が必要と考えられる場合は、電話等による協議）
- ② 虐待で緊急性が高いと判断された場合には早急に虐待の事実を確認し緊急一時保護を行います。なお、一時保護は原則として一時保護所にて行いますが、子どもの状態に応じて、乳児院、児童養護施設、障がい児施設、里親、医療機関等に一時保護委託を行うことがあります。
- ③ 緊急性が低いと判断された場合、また虐待以外の相談においても、必要に応じて一時保護を行うこともあります。
- ④ 児童相談所で受理した相談については、児童福祉司の調査に基づく社会診断、児童心理司による心理診断、医師による医学診断、一時保護部門の職員による行動診断等をもとに総合診断（判定）をして個々の子どもに対する支援の方法等を検討します。
- ⑤ 施設入所や里親委託が適当と判断された場合、保護者の同意を得て、施設入所措置や里親委託を行います。
- ⑥ 一時保護中の子どもで、保護者の意に反して、施設入所、里親委託が適当と判断された場合には、家庭裁判所に対して児童福祉法第28条に基づく施設入所承認の申立てを行います。
- ⑦ 保護者の親権行使が困難、不適當で、子どもの利益を害するときには、その程度と必要性に応じて、家庭裁判所に対して親権喪失や親権停止、管理権喪失の審判を申し立てることがあります。
- ⑧ 施設入所や里親委託の後も、児童相談所は施設職員や里親等と一緒に子どもの支援を行っていきます。
- ⑨ 在宅支援が適当と判断された場合または施設入所後に家庭関係の調整や家庭環境の変化等によって家庭復帰となった場合には、児童相談所と関係機関、地域が連携して支援を行っていきます。

○児童相談所における相談援助活動の体系・展開

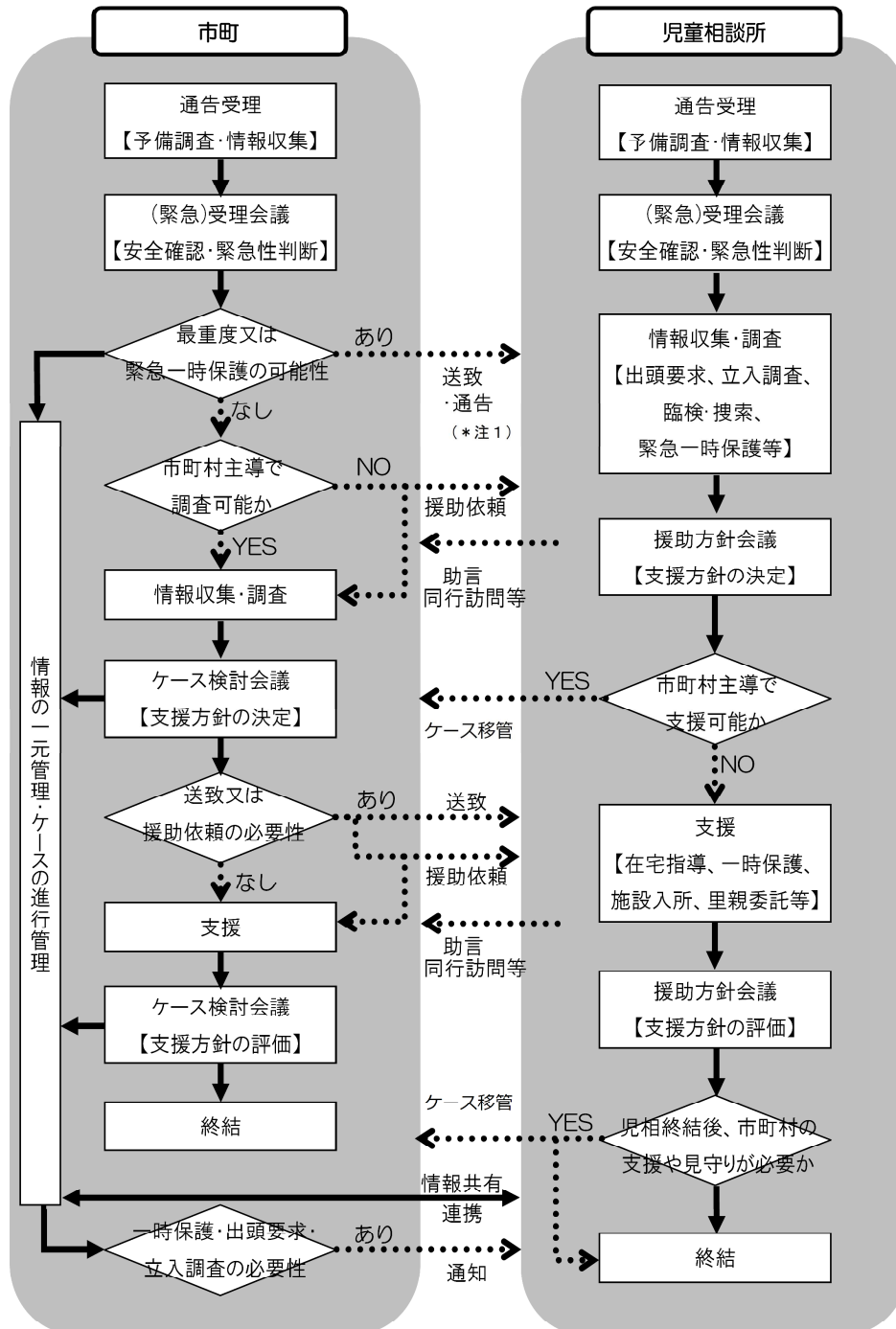


(2) 連携と役割分担

ア 虐待通告への対応

市町と児童相談所の連携、役割分担を虐待通告対応のフローチャートで示すと次のようになります。

《子ども虐待事例対応フローチャート》



(* 注 1) 緊急受理会議で安全確認、緊急性を判断し、緊急度や重症度が高く、立入調査や一時保護等の子どもの安全確保が必要と想定される場合には、児童相談所への送致・通告を行います。送致・通告の際には、児童相談所と十分に協議します。

イ 在宅支援ケースにおける連携と役割分担

要対協の管理するケースは、ほとんどが在宅で支援するケースとなります。在宅支援では、子どもが所属する保育所や学校の協力や、市町の身近な社会資源等、複数の関係機関が関わるが多いため、支援の充実のためには、ケースに即して主担当機関を明確にし、児童相談所と市町（要対協）とのそれぞれの役割に沿った連携をすることが必要不可欠です。

その中で、市町及び児童相談所の役割を例示すると次のようなものが挙げられます。

○市町の役割

①通告を受けた際の情報収集や安全確認

②発生予防と早期対応

子どもと家庭に身近な行政機関であるという利点を生かして、発生予防、未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

③子育て支援

比較的軽微なケースについては、一般の子育て支援サービス等の身近な各種資源を活用するなど、市町が中心となって対応します。

④施設入所ケースへの支援

里親委託や施設入所ケースについて、退所した後、子どもが地域に戻って安定した生活を継続できるよう、受け入れ体制を整えておきます。退所が近づいた段階では、要対協の個別ケース検討会議を開催し、協議しておくことが望ましい。

⑤保護が必要なケースへの支援

市町が自ら対応していたが、行政権限の発動を伴うような対応が必要となったケースや、通告を受けた重篤なケースに関しては、児童相談所への送致や通知を時宜にかなった形で行い、また、必要に応じて援助を求めます。

⑥他部門との連携

住民の生活状況を把握できる行政部門によって、家庭内が著しく乱れている等の養育環境に問題のある世帯が把握された場合には、福祉部局の積極的関与が必要となるので、日頃からそれらの部門と密接に連携を図っておきます。

○児童相談所の役割

①行政権限の発動

立入調査や一時保護、専門的な判定、あるいは児童福祉施設への入所等の行政権限の発動を伴うような対応が必要と判断されて、市町から送致や援助依頼、通知を受けた場合には、正面から受け止めて適切に対応します。

②市町からの情報提供への対応

市町として対応や判断に迷うことがあるなどの理由から児童相談所に連絡してきたり、一時保護等が必要とまでは考えていないが、今後の連携を目的として、事例の概

要を連絡してくることがあります。このような場合、児童相談所は、市町からの連絡内容を十分吟味し、常に主体的に判断するよう心がけます。

③保育の実施の通知

児童虐待防止法第 13 条の 2 により、市町は、保育所に入所する子どもを選考する場合には、子どもの虐待防止に寄与するため、特別の支援を要する家庭の福祉に配慮をしなければならないとされていることに留意し、保育の実施が必要な子どもについては、これを市町に通知します。

④養育支援訪問事業の実施の通知

子どもを養育している家庭が、要支援家庭（例えば、出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス等の問題によって子育てに対して不安や孤立感等を抱える家庭、又は虐待のおそれやリスクを抱える家庭等）として養育支援の必要性が認められる場合には、養育支援訪問事業の活用について、市町に通知します。

○主担当機関と支援機関

- ・主担当機関とは、ケースの支援のマネジメント（ケースのアセスメント、支援計画の策定と支援の実施などの支援全体の推進・調整）に関する責任を担う機関のことです。主担当機関は、各ケースの状況や緊急度に応じて、市町か児童相談所のどちらかが担います。
- ・支援機関とは、要対協における、市町の各部局・機関、児童相談所、福祉事務所、保健所、保育所、学校、医療機関などの構成員のうち、個々のケースを直接的・間接的に支援している機関をいいます。特に、直接支援の中心的な機関（複数の機関の場合もあります）を「主たる支援機関」といいます。

○主担当機関の明確化

虐待事例への対応漏れを防ぐとともに、状況が変化した場合等に円滑にケースを移管できるよう、児童相談所と市町のどちらが主担当であるかについて、明確にしておき、切れ目のない支援を行うことが大切です。

そのためには、個別ケース検討会議や実務者会議において、主担当機関を常に確認して明確にしておくようにします。

ウ 主担当機関の変更等における連携

ケースが移管され、主担当機関が変更になるのは、市町から児童相談所への「送致・通告」と、児童相談所から市町への「ケース移管」の二通りが考えられます。

1 送致、通告、ケース移管

① 送致（児童虐待防止法第8条）

「送致」は、ケースの所管を市町から児童相談所へ移す手続きです。

市町から児童相談所に送致する基本的ケース

- ・ 立入調査や一時保護、施設入所等の行政措置対応が必要と考えられるケース（送致にあたり市町は、その意見や理由を送致書に記載する）
- ・ 子どもに関する専門的判定や専門的ケアが必要と考えられるケース
- ・ 虐待の保護者指導などの専門的対応が必要と考えられるケース

○市町から児童相談所に送致する場合

市町は、個別ケース検討会議等において、ケースの緊急度・重症度から、市町が自ら対応することが困難と判断した場合（立入調査、一時保護等が必要と認めるケースなど）は、児童相談所に送致します。送致にあたっては、児童相談所と十分に協議を行います。組織としての判断や対応を明確にし、児童相談所と市町とのやりとりのなかでケースが隙間に落ちることを防ぐため、「虐待相談・通告受付票」（様式 1 P.122）や児童記録票等を添付した「送致書」（様式 13 P.137）を児童相談所に送付します。

緊急度・重症度が高いと判断した場合は、早急に、口頭（電話や来所）により送致することとし、後日「送致書」を送付することでも構いません。（送致日は電話や来所をした日にち）この場合にも、できるだけ市町と児童相談所が十分に協議を行うため、対面による送致に努めます。

② 児童相談所への通告

虐待通告受理後の調査、（緊急）受理会議で、子どもの一時保護が必要であるような緊急性を伴うケースについては、児童相談所に通告します。通告は、「虐待相談・通告受付票」や児童記録票等を添付した「通告書」（様式 2 P.124）で行いますが、口頭（電話や来所）により行い、後日「通告書」を送付することでも構いません。

通告の場合、事前に市町や要対協としての判断、方針決定の理由等について、児童相談所と協議してください。

③ 市町へのケース移管

児童相談所から市町にケース移管するケース

- ・ 地域が主体となった支援が適切なケース

○児童相談所から市町にケース移管する場合

児童相談所は、援助方針会議などで、児童相談所の援助を終結するケースで、今後も市町の支援や見守りが必要だと判断する場合には、市町にケース移管します。子どもが施設や里親等の社会的養護から家庭引取りとなるケースについても、基本的には市町にケース移管して、地域での支援や見守りを一定期間継続することとなります。ケース移管手続きは、「虐待相談・通告受付票」や児童記録票等を添付した「ケース移管通知書」（様式 14 P.139）を市町に送付することで行います。ケース移管する必要があるときも、児童相談所の関わりが終了したことを市町に情報提供します。

いずれの場合も、事前に市町と十分に協議しておくことが必要です。

なお、市町は、移管されたケースを要対協の管理ケースにするなどして、一定期間は管理することになります。

2 援助依頼

「援助依頼」は「送致」を行うほどの状況ではないものの、市町のみでの対応や判断に不安を感じ、児童相談所に助言や同行調査・同行訪問等を依頼したいときに行うものです。これにより、主担当機関が移ることはありません。

○援助依頼の手続き

市町は、児童相談所の助言等を求めることが適当と判断した場合には、「虐待相談・通告受付票」や児童記録票等を添付した「要保護児童等の援助依頼書」（様式 15 P.140）で児童相談所に依頼します。緊急対応を必要とする場合は、口頭（電話や来所）により援助依頼し、文書は後日送付します。（依頼日は電話や来所を受けた日にち）

3 通知

① 送致後等児童相談所が主担当になっている場合の通知（児童虐待防止法第8条）

- ・市町から児童相談所に送致し、児童相談所が主担当になっている場合でも、市町が、そのケースに立入調査や出頭要求、一時保護の必要があると認めたときは、児童相談所に対して通知をすることができます。

- ・この通知は、市町が児童相談所へ追加情報を提供するための手段であり、文書（「児童相談所の対応について（通知）」（様式 16 P.141））もしくは口頭により行います。対応については、通知を受けた児童相談所が判断します。

なお、これにより主担当機関は移りません。

② 児童相談所から市町への通知（児童福祉法第 26 条）

児童相談所は、養育支援の必要性を認めるケース等については、保育の実施及び子育て短期支援事業や養育支援訪問事業の活用について、市町に通知することにより、適切な対応を促すことができます。この通知は市町への追加情報を提供するための手段であり、「保育所、子育て短期支援事業、養育支援訪問事業等の利用通知書」（様式 17 P.142）により行います。

（３）児童相談所から要対協への技術的支援

ア 要対協への助言指導等の技術的援助

- ・ 要対協が対応しているケースにおいて、各種診断を要するような専門性を問われる場合は、児童相談所がスーパーバイザーとなり、ケースの主たる支援機関の職員、要対協の構成員等に助言指導を行います。
- ・ 要対協が開催する個別ケース検討会議や実務者会議では、児童相談所も同席し、ケースの進行管理に関する助言を行います。
- ・ 児童相談所には、法律上の問題等について、専門的立場からの助言や支援を得て、的確な相談援助業務を行うために、弁護士に相談できる体制が整えられていますので、法的な助言が必要なケースについては適宜相談してください。

イ 児童支援コーディネーターによる支援

- ・ 愛媛県福祉総合支援センターには、市町支援のための児童支援コーディネーターを配置しています。児童支援コーディネーターは、要対協の調整機関の担当者に対し、個々のケースの進行管理やアセスメントなどの事例コンサルテーション、会議開催等の要対協の運営についての必要な助言や相談等の管理的コンサルテーションを行ったり、市町担当職員に対する研修や研修の企画・運営の支援を行っています。要対協からの希望があれば、適宜訪問するなどして対応していますので、ご活用ください。

２ その他の関係機関との連携

「子ども虐待に効果的に対応するには、単一の機関の働きでは限界があり、複数の機関が有機的に連携して取り組まなければならない。これを可能とするためには、顔と顔とがつながった関係機関相互のネットワークを構築しておく必要がある」と言われており、つながりを持った面としての支援が子ども虐待対応においては重要です。

ここでは、要対協を構成する主な関係機関の機能と役割、連携の留意点について説明します。

(1) 保健所、市町保健センターの母子保健部門

- ・母子保健等の保健サービスは、保健所と市町保健センターを中心に提供されています。保健サービス機関には必ず保健師がおり、医学的知識を持っている専門職として保健師との連携が重要です。
- ・母子健康手帳の交付、妊婦健康診査、新生児訪問指導、1歳6か月児及び3歳児健康診査、乳幼児健康診査、妊産婦訪問指導、未熟児訪問指導、さらに予防接種法に基づいた予防接種など、母子保健に関わるほとんどの事業を市町が実施しており、市町の保健師等は妊産婦や乳幼児と直接会って健康に関する情報を得ているため、市町児童相談担当や児童相談所とは違う視点による情報を把握しています。このように母子保健部門は、数多くの母子保健事業を通じて、虐待が疑われる事例を把握することが少なくありません。日頃から市町保健センター等の母子保健部門と密に連携を図っておくことで、早期対応が可能となるとともに、対応の幅も広げることができます。

ア 妊婦への支援

- ・育児不安を抱くことが予測される妊婦の早期把握と早期支援は重要であり、妊婦に対する母子保健事業は、虐待を未然に防ぐ役割を期待できるものです。市町の母子保健部門では、妊娠届の機会を活用し、妊婦への保健指導等が行われています。保健部門において特定妊婦と判断した場合には、速やかに要対協のケースとして協議し、個別ケース検討会議を開催するなどして、進行管理を行うことが必要です。

イ 新生児訪問・乳児訪問

- ・新生児訪問・乳児訪問は、母子保健の観点から家庭に入り込んで母子の心身の健康状態を把握することができる貴重な機会です。一方、市町の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）は、養育不安がある母親を把握して支援につなぐ重要な機会です。訪問を拒んだり、子どもに会えない事例については、要支援家庭として要対協において協議するなど、次の支援につなぐ必要があります。また訪問を通じて把握された要支援家庭は、市町の養育支援訪問事業につなぐなどして、継続的に支援することも大切です。

ウ 乳幼児健康診査

- ・主な乳幼児健康診査としては、3～4か月児、1歳6か月児、3才児健康診査があります。乳幼児健康診査は大多数の母子が利用することから、利用者の中から虐待の発見や虐待リスクの高い親子を把握し虐待予防の支援を行うことができます。また、健康診査を利用しない、あるいは利用できない子どもの中に被虐待児や虐待リスクが高い子どもがいることから、母子保健部門と市町児童福祉部門が連携して未受診者の状況を把握することが重要です。

- ・未受診の場合は訪問等で状況を確認し、それでも確認できない場合には虐待の可能性がある事例として、要対協で対応を協議し、必ず安全確認をする必要があります。要対協で情報収集を行っても実態が把握できない場合や虐待が疑われる場合で、児童相談所の対応が必要と考えられる場合には、児童相談所に対応を求めます。児童相談所は、出頭要求や臨検・搜索等の活用を含めて、子どもの安全確認・安全確保のための対応を実施します。

（２）福祉事務所（家庭児童相談室）

- ・福祉事務所は、生活保護、子ども家庭、高齢者、障害者等地域住民の福祉を図るための第一線機関として、県及び市が設置義務を負い（町は任意設置）、生活保護の実施や様々な手当、制度の窓口で、母子生活支援施設や助産施設への入所措置権限を有しています。
- ・また、福祉事務所には、子ども家庭の福祉に関する相談や指導業務の充実強化を図るため、家庭児童相談室が設置されており、地域に密着した相談・援助機関として主に比較的軽易な相談を担当し、社会福祉主事と家庭相談員が相談に応じ援助することとされています。
- ・市町や児童相談所が関わる事例には、福祉事務所の支援メニューを導入することで家庭環境の改善が可能な場合が多くあります。特に生活保護を受給している家庭については、福祉事務所と綿密に情報を共有し、協働で支援したり、適切に役割分担します。

（３）民生・児童委員、主任児童委員

- ・民生委員及び児童委員は厚生労働大臣の委嘱を受けた民間のボランティアで、地域住民の立場から身近な相談支援者として活動しています。
- ・地域での子どもの状況把握に努め、要保護児童等を発見した場合は、関係機関と連携して家庭に対する援助活動を行います。
- ・主任児童委員は児童委員の中から選ばれ、児童福祉に関することを専門的に担当し、児童福祉関係機関と区域を担当する児童委員との連携づくりに努め、援助活動を行います。

○市町と児童委員との連携

- ・市町は、自らが開催する子ども家庭相談援助活動に関する研修などに児童委員の参加を求めたり、地域における児童委員の協議会等へ積極的に出席し情報交換を密にするなど、協力関係を築くことに努めます。
- ・市町が児童委員の協力を得る場合には、主任児童委員をはじめ、問題解決に最適と考えられる方法を検討します。このため、定期的に（主任）児童委員との連絡会議を開く等の方法により常に連携を図り、地域の子ども・家庭の実情把握に努めます。

- ・地域における児童健全育成活動や啓発活動を実施する場合には、(主任)児童委員に情報提供し、協力を求めることも考えられます。

(4) 学校

- ・子どもと日常的に接している学校では、学習や学級活動などの場面で子どものわずかな変化にも気づく機会が多く、また保護者や家族の抱える問題にも知りうる機会が多いことから要保護児童等を早期に発見することができます。
- ・学校が要保護児童等を発見した場合は、関係機関と連携して援助活動を行います。
- ・子どもの心理的安定を図るためにスクールカウンセラーによるカウンセリングを行います。
- ・家族に対する助言、指導を行います。

(5) 幼稚園、保育所

- ・子どもと日常的に接している幼稚園・保育所では、子どものわずかな変化にも気づく機会が多く、また送迎の際に家族と接触する機会も多いことから要保護児童等の早期発見を行うことができます。
- ・要保護児童等を発見した場合は、関係機関と連携して援助活動を行います。
- ・子どもが安心して過ごせる場所として、子どもの心身の発達を促します。
- ・育児に関するプロとして家族への助言、指導を行います。
- ・延長保育、一時保育、休日保育等の子育て支援も行います。

○学校、幼稚園、保育所との連携にあたっての留意事項

- ・子どもの虐待は、多くの場合、教職員や保育士によって子どもの外傷や雰囲気、様子から発見されます。しかし、保護者は「子どもが悪いことをしたので叱った」と言い張ったり、また教職員等も虐待する現場を見ることはほとんどないため、伝聞・推測情報が中心になり、現場では、「どこまでが虐待か」「保護者との関係がこじれる」などの迷いが生じます。

しかし、「虐待の事実が必ずしも明らかでなくても、一般の人の目から見れば主観的に子ども虐待があったと思うであろうという場合であれば、通告義務が生じることとなるので、虐待が疑われる場合には通告する義務があることを繰り返し周知していくことが重要です。

- ・虐待の危険度が低く、保護者にも虐待の自覚があり自ら援助を求めるような場合には、在宅のまま子どもが所属集団に通ってきます。このような在宅援助中の連携（モニター）については、日常的な援助と緊急時の通告役を担う保育所、学校等の役割はきわめて重要です。そこで、保育所、学校等に以下のような援助を行い、連携を強める必

要があります。

- ア. 日常における細かい対応についてのスーパーバイズ
- イ. 事例に応じ数か月ごとに要対協を活用した個別ケース検討会議の開催
- ウ. 何かあれば、市町や児童相談所が対応するという姿勢
- エ. モニターを任された機関や人の不安な心理に対する理解

（６）警察署

- ・少年非行や犯罪被害その他少年の健全育成に関する相談活動、子ども虐待についての通告・支援活動、虐待者の検挙、家出少年の捜索願の受理及びその手配・発見・保護や街頭補導等の非行防止活動等を行っています。
- ・要保護児童を発見した場合は、市や児童相談所に通告（緊急性、専門性の高いと判断した場合は児童相談所）し、子どもの早期保護を図ります。
- ・事案によっては犯罪事件として捜査を行い、非行少年や虐待者、DV被疑者の検挙を行います。

○連携にあたっての留意事項

- ・必要時に有効な連携を行うため、市町は日常的に警察と情報交換や意思疎通を図り、顔の見える関係を作っておくことが重要です。そのため、市町では、要対協の構成員として警察の参画を求め、実務者会議や個別ケース検討会議等において意見交換等を積極的に行うことが必要です。

（７）医療機関

- ・医療機関は、妊産婦や子ども、養育者の心身の問題に対応することにより、要保護児童等やその家庭を把握しやすい立場にあります。子ども虐待の発生予防、早期発見・早期対応のためには、医療機関と積極的に連携することが重要です。
- ・要対協の構成機関として、医師会、歯科医師会、助産師会などの団体や、医療機関が参加することが期待されます。医療機関の参加により、市町、児童相談所、歯科・小児科・産婦人科・精神科等の医療機関、教育機関や警察等の専門職同士が合同で方針を確認し合う、多機関連携体制を確立できます。これにより、虐待ケースに対して多面的な総合的判断ができ、判断の精度が向上することが期待できます。

（８）児童福祉施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設等）

- ・児童養護施設、乳児院は、児童相談所の措置により、保護者のない子ども、虐待されている子ども、その他環境上養護を必要とする子どもを預かり、正しい知識と技術をもって養育にあたり、将来自立できるように支援します。
- ・子どもが安心して生活できる場所として、子どもが受けた心の傷を癒し、情緒の安定

に努めます。また、子どもの身体的及び精神的な成長・発達の援助に努めます。

- ・母子生活支援施設は、福祉事務所の措置により、配偶者のない女子、またはこれに準ずる事情にある女子で子どもを養育している者を預かり、直面する様々な課題に対して解決のための相談や支援を通して自立の促進を図ります。
- ・市町の子育て短期支援事業として、子どもを養育している保護者が疾病等の社会的事由によって家庭における子どもの養育が一時的に困難となった場合や、経済的その他の理由により緊急一時的に母子等の保護を要する場合にショートステイとしての利用ができる制度もあります。（利用期間は原則として7日以内）

（９）里親、ファミリーホーム

- ・里親制度は、保護者のない子どもや保護者に監護させることが適当でないと認められる子どもを児童相談所の委託により預かり、家庭的な温かい愛情と和やかな雰囲気の中で養育するものです。
- ・里親のうち多人数（５～６人）の子どもを預かる事業形態として、ファミリーホームがあります。